

個人線量の評価用測定器変更に伴う 実施計画の変更について

令和5年1月31日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 措置を講ずべき事項への該当有無について

項目	評価内容
I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置	本変更申請によって、廃炉措置全体工程及びリスク評価に影響を与えないため、該当しない。
II. 設計、設備について措置を講ずべき事項	本変更申請によって、特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画に影響を与えないため、該当しない。
III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	認可されている措置を講ずべき事項の「変更」に該当する。
IV. 特定核燃料物質の防護	本変更申請は、本項目に関する内容でないため、該当しない。
V. 燃料デブリの取り出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	本変更申請は、本項目に関する内容でないため、該当しない。
VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	本変更申請は、既に策定された実施計画の変更であるため、該当しない。
VII. 実施計画の実施に関する理解促進	本変更申請は、理解促進に関する取り組みに変更がないため、該当しない。
VIII. 実施計画に係わる検査の受検	本変更申請は、本項目に関する内容でないため、該当しない。

2. 実施計画の変更箇所

R I 法施行規則の改正に伴い『実施計画Ⅲ 第1編 第61条, 実施計画Ⅲ 第2編 第102条』の線量評価に用いる『被ばく管理用計測器』から電子式線量計を削除し, 『実施計画Ⅲ 第3編 放射線管理に係る補足説明』の線量評価に用いる『被ばく管理用計測器』に関する記載を変更する。

以上より, 本変更申請は既に認可されている記載の変更であるが, 単独の変更認可申請を希望します。

	実施計画Ⅲ記載箇所	変更内容
第1編	第61条 (放射線計測器類の管理) 表61	1. 被ばく管理用計測器からの 電子式線量計削除
第2編	第102条 (放射線計測器類の管理) 表102	1. 被ばく管理用計測器からの 電子式線量計削除
第3編	3.1.2.3 発電所における放射線管理 3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等	第1編および第2編の変更に合わせ, 警報付ポケット線量計の記載を削除 し, 受動形個人線量計に変更 する。

3. 実施計画変更の背景及び概要

- **2023年10月**に『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』（以下 R I 法施行規則）の一部改正により、個人線量計の信頼性確保が義務化され、認定機関による認定を受けた測定器の使用が新たに要求される。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則
(測定) 第20条 2項の3
第1号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

- 義務化に伴い『放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド』に基づく対応が必要であり、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「J A B」という）に**認定されたサービス事業者から受動形個人線量計※の提供を受ける**か、当社自らが J A B 認定を取得して線量評価を行うことで**個人線量計の信頼性が確保される**こととなる。

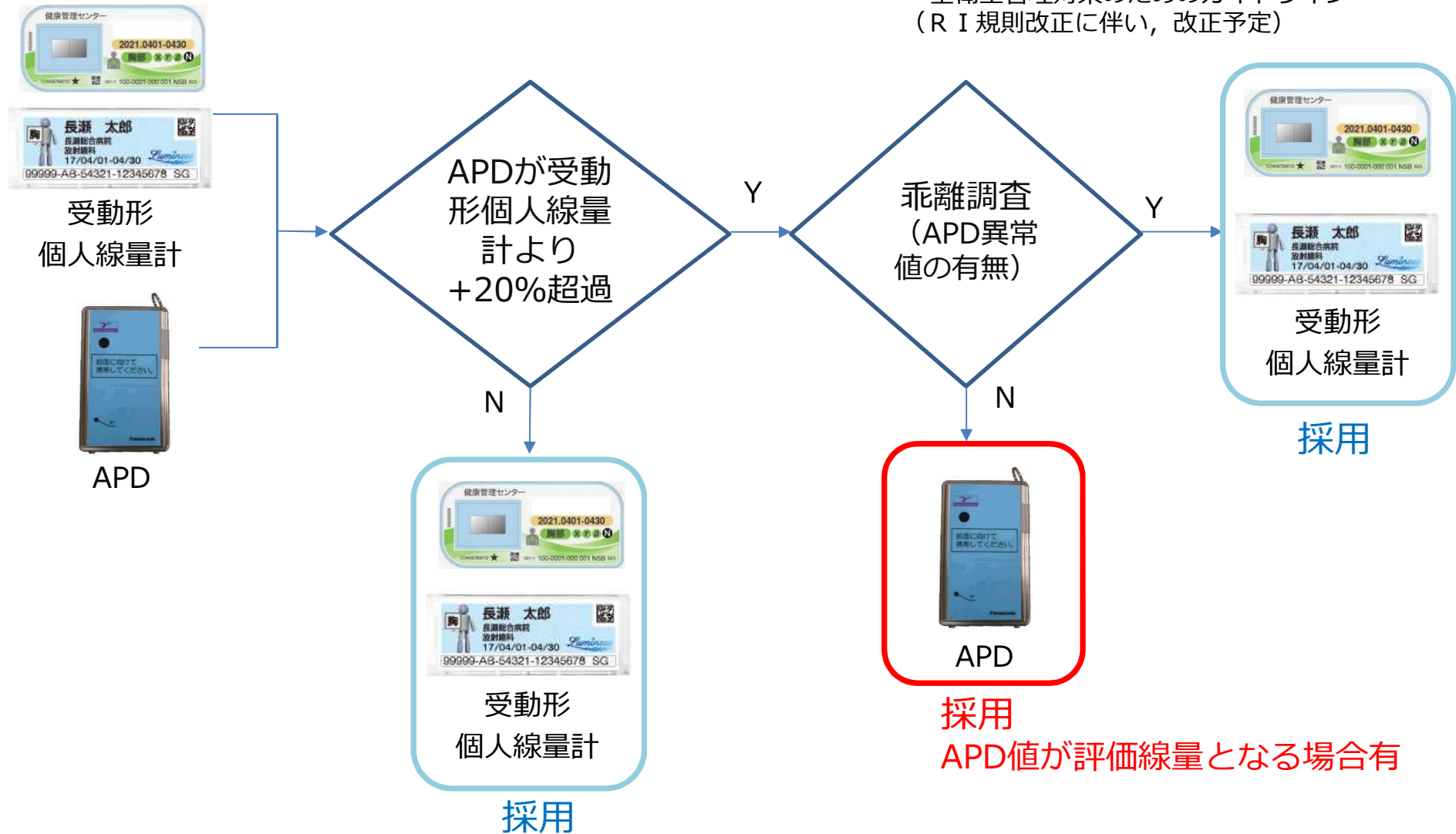
※認証を受けた線量計は現状受動形個人線量計のみであり、電子式線量計で J A B 認定を得た事業者は現時点ではない。

- 福島第一原子力発電所では、現在電子式線量計と J A B 認定された測定サービス事業者から提供されている受動形個人線量計を併用しており、R I 法施行規則改正に向けて実施計画に定める3ヶ月に1回の外部被ばく線量の評価に用いる被ばく管理用測定器を『受動形個人線量計』とするため、実施計画の関連箇所を変更する。

4. 現行の個人線量算定フロー

【厚労省ガイドライン※に基づく算定フロー】

※東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン
(R I 規則改正に伴い、改正予定)



5. 実施計画変更前後の個人線量算定に使用する個人線量計

- 現在福島第一原子力発電所では、受動形個人線量計と電子式線量計を併用し、外部被ばく線量の測定および評価を行っている。
- R I 法施行規則の改正に伴い、**3ヶ月に1回行う外部被ばく線量の評価用として受動形個人線量計**を使用し、作業件名毎や日々の線量管理の作業管理用として電子式線量計を使用する。

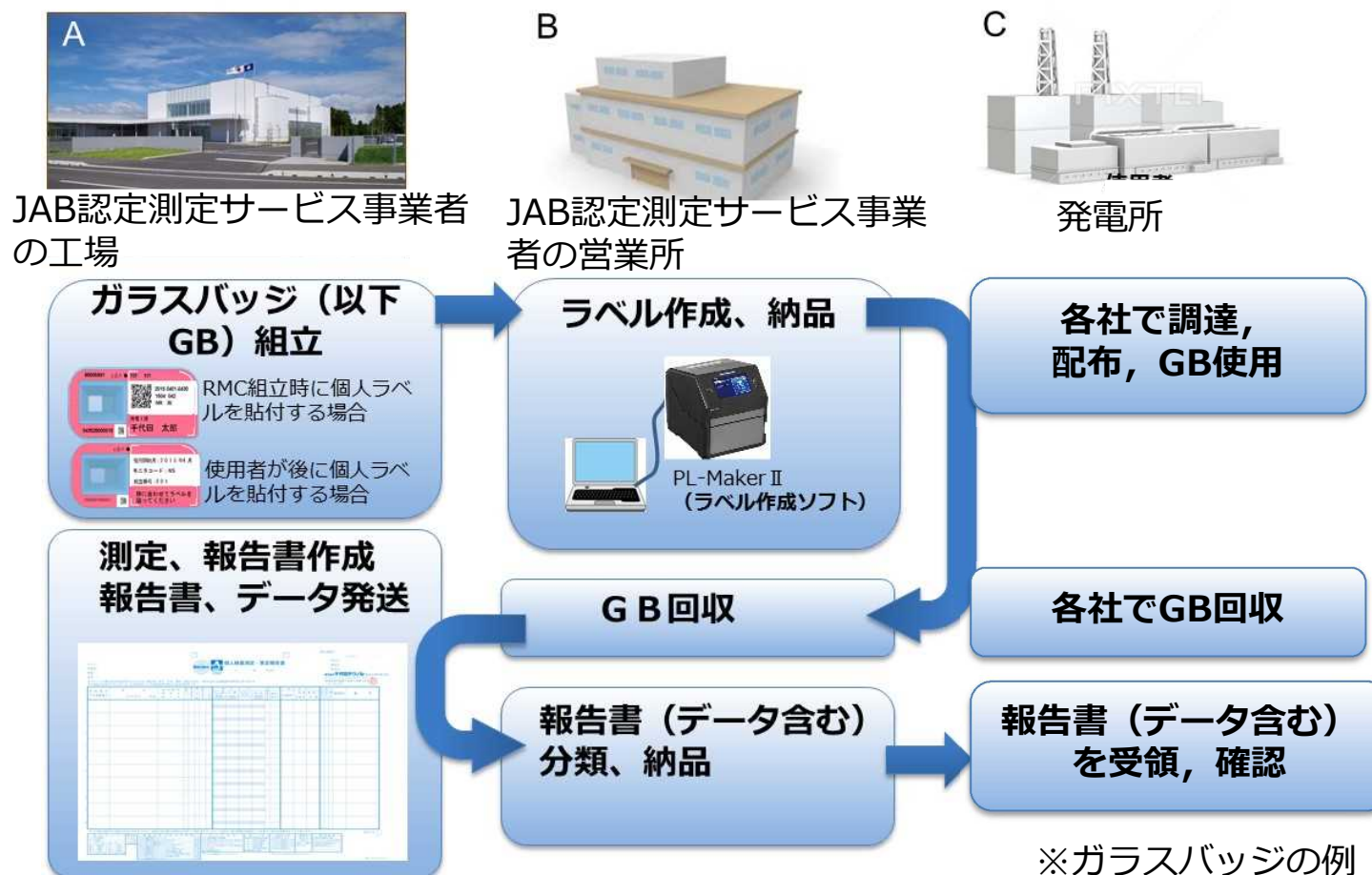
変更前		変更後	
<p>評価用 (実施計画61条, 102条)</p>   <p>受動形線量計※1</p>	<p>評価用および 作業管理用 (実施計画61条, 102条)</p>  <p>電子式線量計※2</p>	<p>評価用 (実施計画61条, 102条)</p>   <p>受動形線量計※1</p>	<p>作業管理用</p>  <p>電子式線量計</p>

※1：既にJAB認定取得済事業者の供給する受動形個人線量計（ガラスバッジ【上段】，ルミネスバッジ【下段】）を使用している。

※2：厚労省ガイドライン（改訂予定）により、受動形個人線量計を主とし、電子式線量計との併用が要求されており、受動形個人線量計の値と電子式線量計の値を比較し、A P D 値を評価値として採用する場合がある。

6. JAB認定測定サービス事業者から提供される受動形個人線量計について

- JAB認定測定サービス事業者が、受動形個人線量計の組立・納品
- 発電所の各社が、毎月社内の受動形個人線量計を調達、配布、使用、回収
- 毎月、JAB認定測定サービス事業者が、受動形個人線量計の測定・報告
- 発電所の各社が、報告書（データ含む）を受領、確認

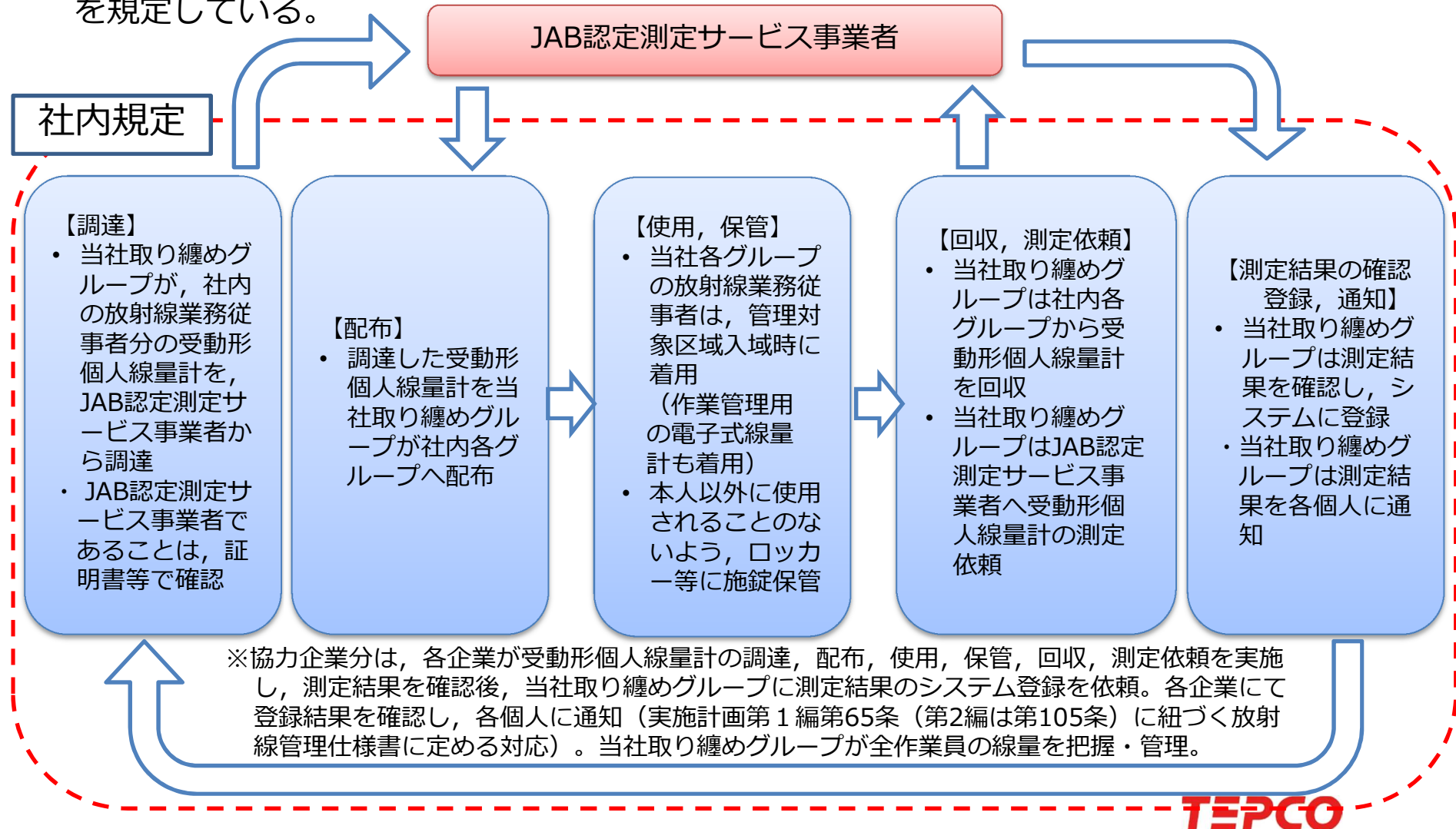


7. 実施計画変更の考え方

- 実施計画第1編第61条（第2編は第102条）に記載する被ばく管理用計測器は、実施計画第1編第58条（第2編は第61条）に定める線量の評価を行うための計測器を記載しており、定期的な点検と機能維持が要求されている。
 - これまで当社では、外部被ばくによる線量の評価に用いる「電子式線量計」に対し、**設備所管グループが定期的な点検等を行い、必要な数量を確保**していたことから実施計画第1編第61条（第2編は第102条）に「電子式線量計」を記載していた。
 - 法令改正に伴い、外部被ばくによる線量の評価は、JAB認定測定サービス事業者が提供する「受動形個人線量計」を各社が毎月調達し、**JAB認定測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施**することになるため、実施計画第1編第61条（第2編は第102条）から「電子式線量計」を削除※する（設備所管グループによる点検等の対応はなく、当社及び各企業が受動形個人線量計を調達・配布・使用・回収する）。
- ※：「電子式線量計」は、日々の作業管理としての線量算定に用いることから、社内規定に維持管理の方針を規定している。
- 「受動形個人線量計」の管理（調達・配布・使用・回収）は、**実施計画第1編および第2編ともに第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定**している。
 - なお、これらの考え方は、「受動形個人線量計」をすでに外部被ばく線量の評価用として使用している他の事業者においても同様である。

8. 社内規定における管理イメージ

- 実施計画第1編第61条（第2編は第102条）から個人線量計に係る記載を削除するが、実施計画第3編放射線管理に係わる補足説明での規定は継続し、実施計画第1編第2編ともに第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に「受動形個人線量計」の管理の方法を規定している。



9. 実施計画Ⅲ 第1編第61条の変更箇所

【変更内容】

- ・実施計画Ⅲ 第1編に記載の、線量の評価に使用する「被ばく管理用計測器」から、電子式線量計の記載を削除する。

変更前	変更後																											
<p>第1編 (線量の評価) 第58条 放射線防護GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表58に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表58 外部被ばくによる線量 3ヶ月に1回※1 内部被ばくによる線量 3ヶ月に1回※1 ※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を 書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	<p>変更なし</p>																											
<p>(放射線計測器類の管理) 第61条 各GMは、表61に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表61</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td style="color: red;">電子式線量計</td> <td style="color: red;">保安総括GM</td> <td style="color: red;">1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	所管GM	数量※1	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	(以下略)				<p>(放射線計測器類の管理) 第61条 各GMは、表61に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表61</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	所管GM	数量※1	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	(以下略)			
分類	計測器種類	所管GM	数量※1																									
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																									
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																									
(以下略)																												
分類	計測器種類	所管GM	数量※1																									
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																									
(以下略)																												

10. 実施計画Ⅲ 第2編第102条の変更箇所

【変更内容】

- ・実施計画Ⅲ 第2編に記載の、線量の評価に使用する「被ばく管理用計測器」から、電子式線量計の記載を削除する。

変更前	変更後																			
<p>第2編 (線量の評価) 第99条 放射線防護GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表58に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表99 外部被ばくによる線量 3ヶ月に1回※1 内部被ばくによる線量 3ヶ月に1回※1 ※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	<p>変更なし</p>																			
<p>(放射線計測器類の管理) 第102条 各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td style="color: red;">電子式線量計</td> <td style="color: red;">保安総括GM</td> <td style="color: red;">1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量※1	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	<p>(放射線計測器類の管理) 第102条 各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量※1	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台
分類	計測器種類	所管GM	数量※1																	
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																	
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																	
分類	計測器種類	所管GM	数量※1																	
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																	

1 1. 実施計画Ⅲ 第1編および第2編附則

【施行期日】

- ・2023年10月施行のR I 法施行規則改正に万全を期すること、および個人線量管理は年度管理であることから、4月1日を運用開始日予定とする。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第1編 附則</p> <p>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和4年11月4日から施行する。</u> 2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和4年5月9日 原規規発第2205093号） （施行期日） 第1条 2. 第4条、第5条、第52条、第56条及び第57条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（IV 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第1編 附則</p> <p>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第61条（第2編は第102条）については、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の改正までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条 2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和4年5月9日 原規規発第2205093号） （施行期日） 第1条 2. 第4条、第5条、第52条、第56条及び第57条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（IV 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p>

1 1. 実施計画Ⅲ 第1編および第2編附則

変更前	変更後
<p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条, 第38条, 第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。 4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第5条及び第42条の2については, 油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号） （施行期日） 第1条 2. 第3条, 第5条及び第42条の2については, 放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 2. 第5条, 第38条, 第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。 4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号） （施行期日） 第1条 2. 第3条, 第5条及び第42条の2については, 放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>

12. 実施計画Ⅲ 第3編の変更箇所

【変更内容】

- ・第1編および第2編の変更に合わせ、個人線量評価用測定器の記載を「受動形個人線量計」に変更する。
- ・なお、「法令改正に向けた意見募集結果における原子力規制委員会からの回答」において、視察者等の一時立入者が着用する線量計は法令要求の対象外である旨が示されていることから、一部電子式個人線量計の記載を継続する。

変更前	変更後
<p>第3編 3.1.2.3 発電所における放射線管理 (5)個人被ばく管理 (中略) 管理対象区域（管理区域を含む）に立ち入る者の個人被ばく管理は、線量を常に測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 (中略) c. 線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を講じる。 (a) 外部被ばくによる線量の評価 外部被ばくによる線量の測定は、原則として次のように行う。 ① 管理対象区域（管理区域を含む）に立ち入る場合には、警報付ポケット線量計等を着用させ、外部被ばくによる線量をその日ごとに測定する。 (中略) c. 線量の管理 (中略) (d) 個人の線量の測定結果は、定期的に評価、記録するとともに以後の放射線管理及び健康管理に反映させる。</p> <p>なお、視察等管理対象区域（管理区域を含む）に一時的に立ち入る者については、その都度警報付ポケット線量計等を着用させ、外部被ばくによる線量の測定を行うほか、必要に応じて内部被ばくによる線量の評価を行う。 (省略)</p>	<p>第3編 3.1.2.3 発電所における放射線管理 (5)個人被ばく管理 (中略) 管理対象区域（管理区域を含む）に立ち入る者の個人被ばく管理は、線量を常に測定するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 (中略) c. 線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を講じる。 (a) 外部被ばくによる線量の評価 外部被ばくによる線量の測定は、原則として次のように行う。 ① 管理対象区域（管理区域を含む）に立ち入る場合には、受動形個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量を測定する。 (中略) c. 線量の管理 (中略) (d) 個人の線量の測定結果は、定期的に評価、記録するとともに以後の放射線管理及び健康管理に反映させる。</p> <p>なお、視察等管理対象区域（管理区域を含む）に一時的に立ち入る者については、その都度電子式個人線量計等を着用させ、外部被ばくによる線量の測定を行うほか、必要に応じて内部被ばくによる線量の評価を行う。 (省略)</p>

13. 実施計画Ⅲ 第3編の変更箇所

【変更内容】

- ・第1編および第2編の変更に合わせ、個人線量評価用測定器の記載を「受動形個人線量計」に変更する。
- ・なお、「法令改正に向けた意見募集結果における原子力規制委員会の回答」において、視察者等の一時立入者が着用する線量計は法令要求の対象外である旨が示されていることから、一部電子式個人線量計の記載は継続する。
- ・「発電所構外」等の場所を限定した記載となっていることから、今後バイオアッセイの実施場所を発電所構内で行うことも考慮した記載とする。

変更前	変更後
<p>第3編 3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等 (1)主要設備 (中略) c. 個人管理用測定設備及び測定機器 個人の線量管理のため、外部放射線に係る線量当量を測定する 蛍光ガラス線量計、警報付ポケット線量計等を発電所内に、内部被ばくによる線量を評価するためホールボディカウンタ等を発電所構外に備える。 なお、放射性物質の体内摂取が考えられる場合に実施するバイオアッセイについては、必要に応じて発電所構外にて実施する。</p> <p>(中略) (2)主要仕様 放射線管理設備の主要仕様を以下に示す。 (中略) 個人管理用測定設備及び測定機器 1式 ・ホールボディカウンタ ・警報付ポケット線量計 ・蛍光ガラス線量計 (省略)</p>	<p>第3編 3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等 (1)主要設備 (中略) c. 個人管理用測定機器 個人の線量管理のため、外部放射線に係る線量当量を測定する 受動形個人線量計、電子式個人線量計を、内部被ばくによる線量を評価するためホールボディカウンタ等を備えるとともに、必要に応じてバイオアッセイを実施する。</p> <p>(中略) (2)主要仕様 放射線管理設備および機器の主要仕様を以下に示す。 (中略) 個人管理用測定機器 1式 ・ホールボディカウンタ ・電子式個人線量計 ・受動形個人線量計 (省略)</p>

【参考】法令上の一時立入者の考え方

- 各種法令では「管理区域に一時的に立ち入る者（放射線業務従事者）」と「管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないもの」と区分けされている。

法令名称	条文
放射性同位元素等の規制に関する法律 (放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド)	<p>別紙 規則第20条に係わる測定の信頼性確保について 1-2 管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものの外部被ばくによる線量の測定に係わる「測定の信頼性を確保するための措置」について</p> <p>管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないもの (以下「一時的立入者」という)のうち、外部被ばくによる実効線量が100μSvを超えるおそれがある者については、規則第20条の規定に基づく線量の測定を行わなければならない。 ～中略～ なお、許可届け出使用者及び許可廃棄事業者においては、外部被ばくによる実効線量が100μSvを超えるおそれのない一時的立入者についても、有意な被ばくがないこと等を確認するため、外部被ばくによる線量の測定を自主的に実施するという取組も実務において広く認められるが、その測定の実施及び信頼性を確保するための措置については、法令上規定はない。</p>
労働安全衛生法 (電離放射線障害防止規則)	<p>第八条 線量の測定 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者、管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。</p>

【参考】一時立入者の測定（放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド抜粋）

- 「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」の別紙に、下表のとおり「放射線施設に立ち入った者の区分ごとの外部被ばくによる線量の測定に係わる測定の信頼性を確保するための措置を講じた測定との関係」として定められている。

放射線施設に立ち入った者の区分		法令上の測定義務	信頼性を確保するための措置を講じた測定
放射線業務従事者		有	<ul style="list-style-type: none"> ● I S O / I E C 17025に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係わる要求事項を満たす測定
一時的立入者	外部被ばくによる実効線量が100 μ Svを超えるおそれのある者	有	次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ● I S O / I E C 17025に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係わる要求事項を満たす測定 ● 放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器による測定
	外部被ばくによる実効線量が100 μ Svを超えるおそれのない者	無	

- 福島第一原子力発電所では、一時立入者の立入許可を「原則0.1mSv/日以下」としており、「測定の信頼性を確保するための措置を講じた測定器は不要」となる。ただし、有意な被ばくがないことの確認が必要であるため、一時立入者も電子式個人線量計での測定を継続して実施する。